

働き方改革関連法に関する説明会開催のご案内

【令和3年2月開催分】

令和3年1月20日

岩手労働局労働基準部監督課

日頃より労働環境の整備改善に関しましてご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成31年4月1日より、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（以下「働き方改革関連法」という。）の施行に伴う改正労働基準法、改正労働安全衛生法等が施行されているところですが、中小企業におきましても、令和2年4月1日から「罰則規定のある時間外労働の上限規制」などが適用されており、その対応が急務となっております。

そのため、厚生労働省（岩手労働局）では、委託事業により「働き方改革関連法に関する説明会」（令和2年度受託者：株式会社東京リーガルマインド）を引続き下記のとおり開催することといたしました。

時節柄お忙しいことと存じますが、是非ご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

1 開催日・会場

令和3年2月会場

開催日	時間	会場名	部屋名
2月4日(木)	14:00～	盛岡地域交流センター マリオス (盛岡市盛岡駅西通2丁目9-1)	188 会議室
2月18日(木)	14:00～	宮古市市民交流センター (宮古市宮町1丁目1-30)	多目的ホール
2月19日(金)	14:00～	釜石・大槌地域産業育成センター (釜石市平田3-75-1)	大中併用 会議室
2月24日(水)	14:00～	盛岡地域交流センター マリオス (盛岡市盛岡駅西通2丁目9-1)	188 会議室
2月25日(木)	14:00～	一関文化センター (一関市大手町2-16)	小ホール
2月26日(金)	14:00～	二戸市民文化会館 (二戸市石切所字狼穴1-1)	中ホール

※各会場とも13時30分受付開始、14時開演、16時30分終演です。

2 説明会内容

(1) 改正労働基準法及び改正労働安全衛生法等について

「時間外労働の上限規制」「年次有給休暇の取得義務化」、
「産業医・産業保健機能の強化」「長時間労働者に対する面接指導等の強化」
等について解説

- (2) 仕事に役立つ『厚生労働省／働き方改革』関連サイト等ご紹介
- (3) その他 各種助成金、相談窓口のご案内

3 申込方法

下記のいずれかの方法でお申し込みください。

- (1) インターネット

ホームページ アドレス <https://36kyotei.com/>
申込様式に必要事項を記載してください。



- (2) F A Xによる申し込み (FAX 番号「03-5913-6409」)

別紙申込書に必要事項を記載して下記あて先に F A Xしてください。

※なお、定員の都合でお断りする場合がございますので、ご了承ください。

(ご質問・お問合せ先：事業委託者)

㈱東京リーガルマインド 公共事業本部働き方改革関連説明会事務局
〒164-0001 東京都中野区中野 4-11-10 アーバンネット中野ビル
フリーダイヤル：0800-222-3029
E-mail: 36kyoutei@lec-jp.com

4 その他（新型コロナウイルス感染症予防対策へのご協力のお願い）

新型コロナウイルス感染症予防対策として、ご来場の方はマスク着用の厳守をお願いいたします。

また、会場入口において、手指消毒のための消毒液を用意し、かつ検温を実施いたしますのでご協力をお願いいたします。その際、体温が 37.5 度以上の方は参加をご遠慮いただき、資料配布のみとさせていただきますのであらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

なお、発熱等の風邪症状がある方、基礎疾患のある方、妊産婦の方、高齢者の方は感染予防のため参加をご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

(株) 東京リーガルマインド公共事業本部働き方改革関連法説明会事務局 行

FAX : 03-5913-6409

働き方改革関連法に関する説明会 参加申込書 (岩手)

参加希望説明会	希望する説明会に <input type="checkbox"/> をつけてください。
---------	---



令和3年2月		2月4日(木) 盛岡地域交流センター マリオス
		2月18日(木) 宮古市市民交流センター
		2月19日(金) 釜石・大槌地域産業育成センター
		2月24日(水) 盛岡地域交流センター マリオス
		2月25日(木) 一関文化センター
		2月26日(金) 二戸市民文化会館
事業場名		
電話番号		
FAX番号		
参加代表者氏名	_____ ほか _____名	

【あて先】 (株)東京リーガルマインド

公共事業本部働き方改革関連説明会事務局

〒164-0001 東京都中野区中野 4-11-10 アーバンネット中野ビル

FAX番号 03-5913-6409

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する**。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意する**。
 - 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に洗う**（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） 身体的距離の確保
- 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成